

地方税法等の改正の動向について

現在開会中の第204回国会において、地方税法等の一部改正が予定されており、特別区税に係る主な内容は以下のとおりである。

1 住宅借入金等特別税額控除の見直し

所得税では、控除期間を13年とする住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除）の特例について、契約期限及び入居期限の延長等の措置を講ずる。所得税から控除しきれなかった控除額は、現行制度と同様、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。この措置は、令和4年度から適用し、このことによる個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填する。

2 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しない。この措置は、令和4年1月1日以後に支払いを受けるべき退職手当等に係る個人住民税について適用する。

3 環境性能割の臨時的軽減の延長及び税率区分の見直し

(1) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

新型コロナウイルス感染症の状況や経済の動向等を考慮し、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。なお、この措置による減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填する。

(2) 軽自動車税環境性能割の税率区分の見直し

令和3年度及び令和4年度の軽自動車税環境性能割については、目標年度が到来した燃費基準の達成状況も考慮しながら、新たな燃費基準のもとで税率の適用区分を見直す。

区分		税 率	臨時的 軽減後の 税 率
電気自動車 天然ガス車		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド 車	【現行】 令和 2 年度燃費基準+10%達成 【改正案】 令和 12 年度燃費基準 75%達成		
	【現行】 令和 2 年度燃費基準達成 【改正案】 令和 12 年度燃費基準 60%達成	1.0%	非課税
上記以外 または R2 年度基準未達成車		2.0%	1.0%

※乗用車の場合の燃費基準

4 軽自動車税種別割グリーン化特例の見直し

現行のグリーン化特例（軽課）の適用対象を電気自動車等に限定したうえで、2年間延長する。

軽減割合	～令和 2 年度新規取得分	令和 3 年度・令和 4 年度 新規取得分
100分の75	電気自動車 天然ガス車	電気自動車 天然ガス車
100分の50	令和 2 年度燃費基準 + 30%達成車	/
100分の25	令和 2 年度燃費基準 + 10%達成車	

※自家用乗用車の場合の燃費基準